

クレジットカード取引における セキュリティ対策の強化に向けた実行計画-2019- 改訂ポイント

【2019年3月1日】

クレジット取引セキュリティ対策協議会
(事務局 一般社団法人日本クレジット協会)

□カード情報漏えい事案の動向を踏まえ、以下のセキュリティの重要性を強調

◆ 非保持化を実現した場合でも、継続してカード情報保護に努めること

- EC加盟店のウェブサイトの脆弱性や設定の不備、委託先事業者が提供する決済ソリューション（ショッピングカート機能等）の脆弱性等を悪用された漏えい事案が発生している。
- 非保持化を実現していても、ウェブサイトの開発・運用段階での対応が不十分であると、カード情報の漏えいリスクがあることから、自社システムの定期的な点検や追加的な対策の実施等が重要。

◆ 新たな脅威への対策が継続的に必要であること

- 不正犯の攻撃手口は巧妙化しており、新たな攻撃手口への速やかな対応が必要。

◆ 関係事業者との連携を行い、セキュリティ対策を講じること

- 非保持化実現加盟店に対し、決済端末ソリューション等を提供する事業者においては、本実行計画に基づく非保持の状態が維持されるように、各事業者が連携の上、端末やソリューション等の機能・仕様面で情報漏えい防止のためにセキュリティ対策を講じることが必要。

2. クレジットカード偽造防止による不正利用対策

2019改訂
ポイント

□ IC取引における本人確認方法

◆ 非接触ICカードにおけるCVMリミット金額を超えた取引について

- 原則、接触IC取引のオフラインPIN入力とする。
※ただし、オフラインPIN機能環境に対応できないカード型等でサインを要求する場合はこれを許容する。

□ クレジットカードのIC化及びCCT端末の数値（2018年12月末時点）

◆ クレジットカードの「100%IC化」の進捗状況

- IC化率82.0%（2018年12月末時点）

◆ CCT端末の「100%IC対応」の進捗状況

- 2018年12月時点で市場に流通しているCCT端末のIC対応率は75.4%（2017年12月末時点で71.9%）。ここから、カードの有効性チェックのみを行う端末及び撤収予定（長期間未稼働）の端末を除くとIC対応率は88.1%、さらにPOSと分類される端末を除くと93.8%となる。

3. 非対面取引におけるクレジットカードの不正利用対策

2019改訂
ポイント

□不正利用方策の内容見直し

◆「属性・行動分析」の定義・メリットを再整理

- ベンダーが提供する一般的なサービス名「不正検知システム」を、方策名称として括弧書きで追加。
- 「不正判定の条件設定を更新・変更する機能を有すること」「個々の取引を人的対応でなく自動判定すること」を、方策要件として定義。
- 導入メリットとして、加盟店でしか収集できない情報（デバイス情報等）を活用できるため検知精度向上が期待できる旨を追記。

◆「券面認証（セキュリティコード）」の多数回アクセスへの対策を追加

- セキュリティコードの桁数が少ないことを悪用した連続アクセスに対して、早期に検知し取引不成立とする対策がイシューに求められる旨を追記。

◆「3Dセキュア」の取組強化

- パスワード入力を求める取引を減少させることが期待できる「リスクベース認証」導入を推進。
- パスワード入力の省略に起因する不正利用の防止のため、本人認証が要求される対象取引全てにおいて実施されることが必要である旨を追記。

□好事例集の改訂

- 4つの不正利用方策を導入したEC加盟店の最新の評価や分析結果に基づき、好事例集（実行計画上の方策導入による不正抑止の好事例の紹介）を改訂。

◆ EC加盟店等のセキュリティ対策の「見える化」方策

- 改正割賦販売法の附帯決議を踏まえ、消費者が加盟店のクレジットカード取引におけるセキュリティ対策を「見える化」できる方策として、EC加盟店等で導入される不正利用対策への理解・認知度を高める方策を取りまとめ、周知活動に取り組む。

(具体的な方策)

- EC加盟店等が、実行計画で求められるクレジットカードの情報保護対策及び不正利用対策を講じている場合には、自社ECサイトにおいて、実行計画に取り組んでいることを表示（自己宣言）する。

◆ フィッシング対策への取組

- カード情報等を詐取するフィッシングが増加傾向にあることから、その防止が図られるよう手口等に関する周知活動に取り組む。

5. 2019年度の具体的な取組①

2019改訂
ポイント

(1) クレジットカード情報保護対策

◆ 加盟店におけるカード情報保護対策の推進

- ・ 非対面加盟店に関する非保持化研修の開催
- ・ 漏えい事案の傾向とその対策等に関するセミナーの開催

◆ 実行計画とPCI DSSの関係についての理解促進

- ・ 実行計画とPCI DSS準拠との関係について理解の上、カード情報保護対策を推進

◆ カード情報保護対策に関する状況把握と新たな共有すべき課題への対応

- ・ 実行計画の推進上、新たに共有すべき課題等あれば、必要な検討を実施

(2) クレジットカード偽造防止による不正利用対策

◆ クレジットカードIC化に向けた取組

- ・ 2020年3月末までに国内で流通する国際ブランド付きクレジットカードの100%IC化の実現
- ・ IC化の達成状況の公表、進捗が遅れているイシューへの個別指導等

◆ 加盟店に対する決済システムのIC対応に向けた取組

- ・ 加盟店は、各主体の協力を得ながら、本実行計画に基づくIC対応を実施

◆ ICカード対応POSガイドライン・非接触EMV対応POSガイドラインの周知

- ・ 「ICカード対応POSガイドライン」「非接触EMV対応POSガイドライン」等ガイドラインの周知
⇒ 加盟店のPOSシステムのIC対応に向けた取組を加速化

(3) 非対面取引におけるクレジットカードの不正利用対策

◆ 加盟店による不正利用被害減少への取組

- アクワイアラー、PSPとの連携により必要な方策を導入
- アクワイアラー、PSPとの連携により不正利用被害の実情の共有と対策の実施

◆ カード会社による不正利用被害減少への取組

- オーソリモニタリングの更なる検知精度の向上
- リスクベース認証（イシュー版の属性・行動分析）の導入
- 3Dセキュアに係るパスワード等の登録率向上
- 動的（ワнтаイム）パスワードや生態認証等の新たな認証方法の導入
- 加盟店の不正利用の発生状況に応じた有効な方策の提案
（属性・行動分析（不正検知システム）については高い不正抑止効果を示す事例あり）
- 不正利用被害が発生している加盟店と協働し、導入方策の有用性を検証
- 配送先情報の利用拡大等

◆ 業界団体等による不正利用対策の効果検証に関する取組

- 高リスク商材取扱加盟店、不正顕在化加盟店の基準、導入済対策の効果検証等の実施

6. 実行計画の進捗管理等に係る体制と今後の活動方針

2019改訂
ポイント

- ◆ 協議会の事務局（日本クレジット協会）は、2019年度において、**実行計画の取組状況等の進捗管理**を行い、各WGに状況報告を行う。
- ◆ 各WGは、その報告を踏まえ、**本実行計画の取組状況等**について評価を行い、本会議に報告する。
- ◆ **2020年度以降の協議会の活動方針・内容等**については、本協議会事務局が行政、各WG等と連携の上、2019年度中に案をとりまとめ、本会議において検討・決定する。